「板橋区情報セキュリティ基本方針」

令和６年４月１日

、

目　次

（目的）
第１条　本基本方針は、区が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、区が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

（定義）
第２条　本基本方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
（１）ネットワーク
　コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

（２）情報システム
　ハードウェア及びソフトウェアから成るシステムであって、情報処理又は通信の用に供するものをいい、特に断りのない限り、区が調達又は開発するもの（管理を外部委託しているシステムを含む。）をいう。

（３）機器等
　情報システムの構成要素（サーバ装置、端末、通信回線装置、複合機、特定用途機器等、ソフトウェア等）、外部電磁的記録媒体等の総称をいう。

（４）情報セキュリティ
　情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

（５）情報セキュリティポリシー
　本基本方針及び情報セキュリティ対策基準をいう。

（６）職員等
　職員、会計年度任用職員及び臨時職員をいう。

（７）委託事業者
　業務委託先社員（システム開発業務を受託する外部事業者等）等、契約に基づいて区の情報資産を扱う者をいう。

（８）機密性
　情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

（９）完全性
　情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

(10) 可用性
　情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(11) マイナンバー利用事務系（個人番号利用事務系）

個人番号利用事務（社会保障、地方税若しくは防災に関する事務）又は戸籍事務等に関わる情報システム及びデータをいう。

(12) LGWAN接続系

LGWANに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう（マイナンバー利用事務系を除く。）。

(13) インターネット接続系

インターネットメール、ホームページ管理システム等に関わるインターネットに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。

(14) 通信経路の分割

LGWAN接続系とインターネット接続系の両環境間の通信環境を分離した上で、安全が確保された通信だけを許可できるようにすることをいう。

(15) 無害化通信

インターネットメール本文のテキスト化や端末への画面転送等により、コンピュータウイルス等の不正プログラムの付着が無い等、安全が確保された通信をいう。

（対象とする脅威）

第３条　情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

（１）不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等

（２）情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等

（３）地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等

（４）大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等

（５）電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

（適用範囲）

第４条　本基本方針の適用範囲は、次に定めるところによる。

（１）実施機関の範囲

本基本方針が適用される実施機関は、区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び議会とする。

（２）適用対象者

本基本方針の適用対象者は、職員等及び委託事業者とする。

（３）情報資産の範囲

本基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

① ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備（コンピュータ室、通信分岐盤、配電盤、電源ケーブル、通信ケーブル等）及び電磁的記録媒体

② ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）

③ 情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

（職員等の遵守義務）

第５条　職員等は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

（委託事業者の管理）

第６条　委託事業者を使用する職員等は、契約書等に基づき、前条と同様の内容を委託事業者に対しても義務づけ、管理するものとする。

（情報セキュリティ対策）

第７条　第３条にて対象とする脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

（１）組織体制

区の情報資産に関する情報セキュリティ対策の推進は、板橋区ＤＸ推進本部において行うものとする。

（２）情報資産の分類と管理

区の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を実施する。

（３）情報システム全体の強靭性の向上

情報セキュリティの強化を目的とし、業務の効率性・利便性の観点を踏まえ、情報システム全体に対し、次の三段階の対策を講じる。

① マイナンバー利用事務系においては、原則として、他の領域との通信をできないようにした上で、端末からの情報持ち出し不可設定や端末への多要素認証の導入等により、住民情報の流出を防ぐ。

② LGWAN接続系においては、LGWANと接続する業務用システムと、インターネット接続系の情報システムとの通信経路を分割する。なお、両システム間で通信する場合には、無害化通信を実施する。

③ インターネット接続系においては、不正通信の監視機能の強化等の高度な情報セキュリ

ティ対策を実施する。高度な情報セキュリティ対策として、自治体情報セキュリティクラウドの利用を実施する。

（４）物理的セキュリティ

サーバ、情報システム室、通信回線及び職員等のパソコン等の管理について、物理的な対策を講じる。

（５）人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

（６）技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

（７）運用

情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、業務委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適正に対応するため、緊急時対応計画を策定する。

（８）業務委託と外部サービスの利用

業務委託を行う場合には、委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。

外部サービスを利用する場合には、利用にかかる規定を整備し対策を講じる。

ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める。

（９）評価・見直し

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施し、運用改善を行い、情報セキュリティの向上を図る。情報セキュリティポリシーの見直しが必要な場合は、適宜情報セキュリティポリシーの見直しを行う。

（情報セキュリティ監査及び自己点検の実施）

第８条　情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

（情報セキュリティポリシーの見直し）

第９条　情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、情報セキュリティポリシーを見直す。

（情報セキュリティ対策基準の策定）

第１０条　第７条から第９条に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準を策定する。

（情報セキュリティ実施手順の策定）

第１１条　情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。

（法令等の遵守）

第１２条　全ての適用対象者は、職務遂行において、関連法令等に従わなければならない。

（違反への対応）

第１３条　本基本方針に定められた情報セキュリティ対策に違反した職員等及び委託事業者に対しては、当該違反と過失と重大性に応じて、地方公務員法その他の関連法令の規定に基づき、厳正な対応を行うものとする。

附則

（施行期日）

この基本方針は、平成１５年１１月２６日より施行する。

この基本方針は、平成２７年１２月２５日より施行する。

この基本方針は、平成３１年４月１日より施行する。

この基本方針は、令和３年６月２９日より施行する。

この基本方針は、令和５年４月１日より施行する。

この基本方針は、令和６年４月１日より施行する。